

# 創業期にご利用いただける 主な融資制度に関する拡充内容 (令和3年度)

※本資料の内容は、令和3年4月1日時点のものです。

## ■ 目次

1. 「創業支援貸付利率特例制度」の新設 …… P.3
2. 「新規開業資金」の拡充 …… P.4
3. 「ソーシャルビジネス支援資金」の拡充 …… P.5
4. ご利用方法 …… P.6

## 1. 「創業支援貸付利率特例制度」の新設

- ◆ 次表のとおり、「創業支援貸付利率特例制度」のお取り扱いを開始いたしました。

<b>ご利用いただける方</b>	新たに事業を始める方または 事業開始後税務申告を2期終えていない方
<b>融資限度額</b>	各融資制度に定める融資限度額
<b>ご返済期間</b>	各融資制度に定めるご返済期間以内
<b>利率(年)</b>	各融資制度に定める利率 - 0.3%

### ご利用のポイント

新たに事業を始める方または事業開始後税務申告を2期終えていない方<sup>(注)</sup>に該当する場合は、ご融資の利率(年)が0.3%引き下げとなります。

(注) 一部ご利用いただけない融資制度がございます。詳しくは、支店の窓口までお問合せください。

※ 審査の結果、お客さまのご希望に沿えない場合がございます。

## 2. 「新規開業資金」の拡充

◆ 次表のとおり、「新規開業資金」の要件が見直され、さらにご利用いただきやすくなりました。

<p><b>(拡充前)</b> ご利用いただける方</p>	<p>以下のいずれかの要件に該当し、新たに事業を始める方または事業開始後おおむね7年以内の方</p> <ul style="list-style-type: none"><li>雇用の創出を伴う事業を始める方</li><li>現在お勤めの企業と同じ業種の事業を始める方</li><li>産業競争力強化法に定める認定特定創業支援等事業を受けて事業を始める方</li><li>民間金融機関と公庫による協調融資を受けて事業を始める方</li></ul> <p>等</p>
-----------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



<p><b>(拡充後)</b> ご利用いただける方</p>	<p>新たに事業を始める方または事業開始後おおむね7年以内の方（注） （注）「新たに営もうとする事業について、適正な事業計画を策定しており、当該計画を遂行する能力が十分であると認められる方」に限ります。</p>
-----------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### ご利用のポイント

ご利用にあたっては、創業計画書のご提出等をいただき、事業計画の内容を確認させていただきます。

※ 審査の結果、お客さまのご希望に沿えない場合がございます。

### 3. 「ソーシャルビジネス支援資金」の拡充

- ◆ 次表のとおり、「ソーシャルビジネス支援資金」を拡充いたしました。

<b>資金のお使いみち</b>	「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に定める過疎地域内で、社会的課題の解決を目的とする事業を行うために必要な資金
<b>利率(年)</b>	特別利率B（基準利率－0.65%）

#### 「ソーシャルビジネス」とは

高齢者や障がい者の介護・福祉、子育て支援、まちづくり、環境保護、地域活性化など、地域や社会が抱える課題の解決をミッション（使命）として、ビジネスの手法を用いて取り組むものです。

くわしくは、日本公庫ホームページの「ソーシャルビジネスお役立ち情報」をご覧ください。



<https://www.jfc.go.jp/n/finance/social/index.html>

#### ご利用のポイント

- ・ 従前より、「ソーシャルビジネス支援資金」では、社会的課題の解決を目的とする事業を行うために必要な資金について、特別利率A（基準利率－0.4%）が適用されておりました。
- ・ 今回の拡充により、過疎地域内で同事業を営む方には、さらにご利用いただきやすくなりました。

※ 審査の結果、お客さまのご希望に沿えない場合がございます。

## 4. ご利用方法 ～ご利用の流れ～

- ◆ ご相談からお申込み、ご融資までの一般的な流れは次の通りです。  
ご不明な点は、支店窓口または事業資金相談ダイヤルまでお問い合わせください。

### ① お申込

- ・融資制度、お申込手続き等のお問い合わせはお電話でも承ります。
- ・支店窓口でのお申し込みのご相談は、一部の支店においては予約制とさせていただきます。詳細はホームページでご案内しております。
- ・お申込に必要な書類をご提出いただきます（必要書類については次ページをご覧ください。）。

事業資金相談ダイヤル

(行こうよ! 公庫)  
0120-154-505

※受付時間は、平日9:00～19:00となります  
(国民生活事業)。  
※電話番号のお掛け間違いにご注意ください。

### ② ご面談

- ・資金のお使いみちや事業の状況（計画）などについてお話をお伺いします。
- ・ご準備いただく書類は、営業状況（計画）や資産・負債の分かる書類などです。
- ・店舗や事務所をお訪ねすることがあります。

### ③ ご融資

- ・ご融資が決まりますと、借用証書など、ご契約に必要な書類をお送りいたします。
- ・ご契約手続きが完了しますと、ご融資金をご希望の金融機関の口座へ送金いたします。

※審査の結果、お客さまのご希望に沿えない場合がございます。

くわしくは日本公庫ホームページをご覧ください

日本公庫

検索

<https://www.jfc.go.jp/>



日本政策金融公庫  
国民生活事業

## 4. ご利用方法 ～お申込に必要な書類～

◆ 所定の借入申込書にあわせて、次の書類をご提出いただきます。

個人営業の方	<input type="checkbox"/> 最近2期分の申告決算書（申告されている方）
法人営業の方	<input type="checkbox"/> 最近2期分の確定申告書・決算書 （勘定科目明細書を含みます。） <input type="checkbox"/> 最近の試算表 （決算後6ヵ月以上経過している場合または事業を始めたばかりで決算を終えていない方）
設備資金をお申込の場合	<input type="checkbox"/> 見積書
はじめて利用される方	<input type="checkbox"/> 創業計画書 （新たに事業を始める方または事業を開始して間もない方） <input type="checkbox"/> 企業概要書 （創業計画書をご提出いただいた場合、企業概要書の提出は不要） <input type="checkbox"/> 法人の履歴事項全部証明書または登記簿謄本 （法人営業の方）

※ 日本公庫ホームページでも、お申込手続きをご案内しているほか、借入申込書、企業概要書、創業計画書のダウンロードができます。

くわしくは日本公庫ホームページをご覧ください

日本公庫

検索

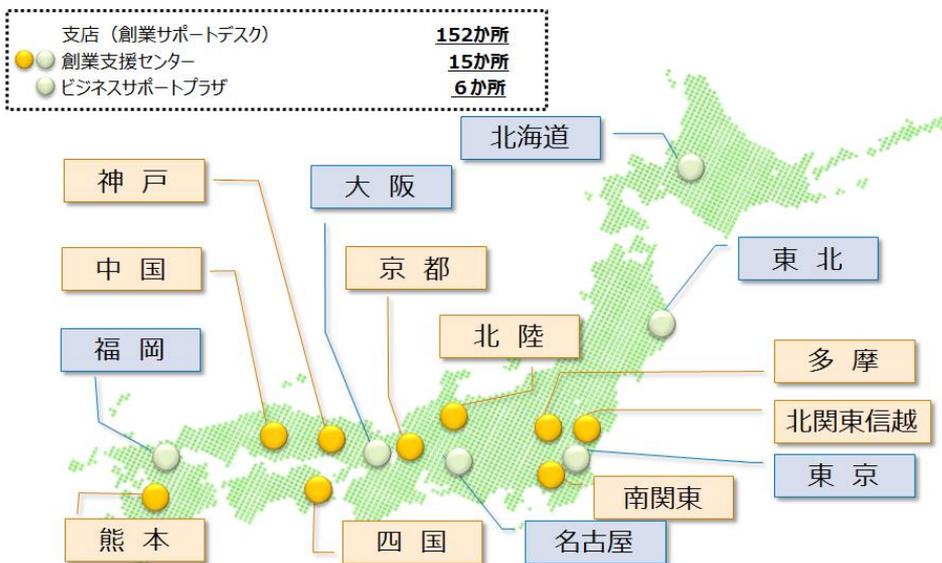
<https://www.jfc.go.jp/>



日本政策金融公庫  
国民生活事業

## 4. ご利用方法 ～創業に関するご相談～

- ◆ 支店（創業サポートデスク）、創業支援センター、ビジネスサポートプラザを全国各地に設置しています。



- ◆ 創業ホットラインでも創業に関する疑問・質問にお答えしています。

**TEL: 0120 - 154 - 505**

**自動音声ガイダンスによる案内後、「0」をプッシュ**

※受付時間は、平日9:00～19:00となります（国民生活事業）。  
※電話番号のお掛け間違いにご注意ください。

### 支店（創業サポートデスク）

専任の担当者が創業計画書の作成についてのアドバイスや創業に関する様々な情報提供などを行っています。

### 創業支援センター

各地域の創業支援機関などと連携し、創業前、創業後のさまざまなステージのお客さま向けに各種セミナーを開催するなど、タイムリーな支援を行っています。

### ビジネスサポートプラザ

創業予定の方などを対象に、**予約制の相談**を実施しています。平日の営業時間内のご来店が難しい方向けに、「土曜・日曜（注）相談」も実施しています（祝日を除く）。  
（注）日曜は、東京（新宿）ビジネスサポートプラザのみとなります。

**予約制の相談はオンライン相談も承ります。**  
**予約可能な日時等について、詳しくは**  
**日本公庫ホームページからご確認ください。**



<https://www.jfc.go.jp/n/finance/sougyou/riyou/sougyoumae/#p02>

※本資料の記事、写真、イラスト、画像、データなどの無断転用・転載はお断りします。